

第 2 章

タイの法・司法改革の制度的変遷

ーその組織と任務を中心にー

飯田 順三

要約

近年、タイ政府に法・司法改革のための組織として、4つの委員会が相次いで設置された。これらの委員会を理解することは、タイの立法過程を考察する上で不可欠であると思われる。本稿では、これら4委員会の組織構成および任務について素描する。

キーワード：

立法過程 司法制度改革 タイ

問題の所在

周知のとおり、冷戦終結後後の 1990 年代初頭から、旧社会主義国の法制度改革を支援する動きが世界的に広がり、わが国も 1996 年にODAによる対ベトナム法整備支援活動を開始した。その後、支援対象国はカンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、韓国、中国にまで広がった（落[2007]）。法整備支援は被支援国側からみると自国の法・司法改革につながる。

このような法・司法改革は、その国の立法過程に一定の変更をもたらす。たとえば、法政策の基本原則を策定する組織が設置されることにより、どのような基本思想の下で法律を制定するのかといった立法過程の最も初期の段階に変化が起こる。あるいは、国民の代表を法案審議に加える、関係団体からの意見聴取を義務づける、国民による法案提出を可能にするなどの制度改革により、立法過程への国民の参加が促される。したがって、法・司法制度に変更が生じた場合、その実態を考察することは、立法にかかわる組織や機関の役割を考察することを一分野とする立法過程研究にとって基本的作業である。

今日のアジア各地域で進行している法・司法改革の流れにあって、タイでは、後に見る

ように、早くも 1980 年代終わりから抜本的な国の法制度改革の必要性が認識されはじめ、その結果、1991 年に法制改革を目的とした独立性を有する委員会が設置された。この委員会は、その権限に一定の制約が課せられているが、戦後タイにおいて法政策全般を検討し改革案を政府に提示することを目的に設置された最初の機関として位置づけられるものである。その後、タクシン政権下の 2004 年に法改革国家政策委員会（以下、法政策委員会）が、また 2006 年に司法改革を目的とした国家司法行政改革委員会（以下、司法改革委員会）がそれぞれ設置された。両者は、タクシン元首相の目指した国内改革を法的に実現するための機関であったという批判的見方がある一方で、長年タイの法律専門家によって希求されてきた独立性のある法・司法改革組織とも考えられる。

両者とも首相が委員長に就くなど、国家レベルの法政策を策定する重要基幹組織である。さらに、2007 年に公布された現行憲法では、法制改革のための新たな委員会の設置が規定され、目下、新組織の設置法案が議会で審議中である。従来とは異なり、新組織は憲法に基づいて設置されるのであり、その重要性が伺える。

したがって、これら 4 組織に着目することで、タイの立法政策における原理・原則はどのように変更されてきたのか、あるいは今後変更されようとしているのか、さらには、これらの原理・原則の変更が、個別の法案審議過程においてどのように作用しているのかが明らかにされると考えられる。このことは、ひいてはわが国の法整備支援にとって有益な示唆を与えることにつながるであろう。

以上のような問題意識を前提に、本稿では、まず 4 委員会の組織構成および任務について素描したい。

第 1 節 法発展委員会の設置

1. 背景

歴史的に見るとタイの重要な法制度改革は、ラーマ 1 世国王治世下の三印法典の編纂にまで遡ることができる。その後、ラーマ 5 世が西欧近代法を模範とする法制度改革事業を開始し、その後の国王達によって引き継がれた。現国王ラーマ 9 世下においては、1963 年から国家経済社会発展計画が実施されてきたが、その第 6 次計画（1987 年～1991 年）の策定過程において、国家社会発展計画に法的視点を盛り込む必要性が認識され始めた。そして、1986 年 1 月に国家経済社会発展委員会は、経済社会発展に向けて法改正を検討するために、法制委員会事務局（Office of the Council of State）¹が中心となり、チュラロンコン大学、タマサート大学、ラムカムヘン大学のそれぞれの法学部と協力し、国際取引、天然資源、ビジネスの分野について法制の革を検討した。その結論は、将来の諸状況

の変化に応じて法制度を組織的に改革するには、これまでおこなわれてきた改革では達成できないというものであった²。

そこで、第 6 次計画第 3 章において、(1) 諸法律を点検し修改正を政府に提案するために、法制委員会事務局が中心となり諸大学の法学部が参画した形の委員会を設置すること、(2) 法制委員会事務局は、立法枠組みを改革する方向性を研究する組織の設置を検討すること、(3) 現状と合致していない諸法律の実施状況を調査する法制委員会事務局を支持する、が明記された³。

しかし、法制委員会事務局にはそもそも諸法令の修改正を検討する任務しかなかった。法制度改革の基本政策を立案する権限を有する、より一層独立性の高い法制度改革組織の設置が期待された。このため、法制委員会事務局は法制度改革委員会法草案を提出し 1990 年 1 月の閣議において基本原則が了承されたが、政治的思惑が先行した当時の政治状況の煽りを受けて政府は法案の撤回を余儀なくされた。

その後、国家経済社会発展委員会は、その第 7 次国家経済社会計画において、再度、独立した法制度改革委員会の設置を促す計画を立案していたところ、政権交代が起こったが、新政権は法制度改革委員会の設置を支持する政策を打ち出した。こうして、1991 年 8 月 21 日に「1979 年法制委員会法（第 3 号）」（以下、1991 年法制委員会）⁴が公布施行され、法発展委員会が法制委員会に設置されたのである。

その設置理由を見ると、時代遅れの法律、国の現状に合致しない法律、国民の身体・財産・職業の自由を不当に制限する法律、不必要に個人の職業やビジネスに負担を強いる法律、政府の政策や経済・社会・政治・行政の発展に合致しない法律を改廃するため、というものである⁵。

2. 任務

諸法令を点検する任務は法制委員会事務局が負っており、法発展委員会は、法制委員会事務局からの諮問事項についてのみ調査・検討・提案する。つまり、諸法令の中で時代状況に合致しない法律や国民の身体・財産・職業の自由を不当に制限する法律、あるいは不必要に個人の職業やビジネスに負担を強いる法律または政府の政策や経済・社会・政治・行政の発展に一致しない法令がある場合、あるいはタイ国民の権利と自由をより一層守るため、あるいは国家の経済・社会・政治・行政の発展に寄与するために、新法制定が必要であると思われる場合、法制委員会事務局は法発展委員会に法改革の計画立案を検討するよう諮問する。その際、法発展委員会の当該諮問事項に関する任務の範囲・手続・方法・予算に関してあらかじめ限定されることになっている（17 条の 3）。

なお、この法発展委員会が策定した法改革計画が実施されるにあたっては、閣議了承を経ることが必要である（17 条の 4）。

3. 組織構成

法発展委員会は、1991 年法制委員会法第 11 条規定の法律起草委員および法制委員会委員長が任命する大学機関あるいは政府ないし民間からの学識経験者で構成され、その数は 9 名以上 15 名以下でなければならない（17 条の 2）。現在、13 名の委員が任命され、そのうち 9 名が大学教授ないし準教授である⁶。

4. 小委員会の設置⁷

法発展委員会には以下の小委員会が設置された。

- (1) 政治、統治、行政に関する法律小委員会
- (2) 民事・刑事司法手続に関する法律小委員会
- (3) 財務・銀行・金融・公営企業に関する法律小委員会
- (4) 工業・商業・交通・情報に関する法律小委員会
- (5) 農業・土地・天然資源・エネルギー・環境に関する法律小委員会
- (6) 社会・文化・教育・公衆衛生に関する法律小委員会
- (7) 国際関係・国際取引に関する法律小委員会

これら小委員会の構成員は合計 98 名にのぼり、そのうち 50 名が法律専門家、48 名がその他各分野の専門家であった。また、小委員会は国の主要行政組織の構成に倣って配置されており、このことは、法発展委員会の任務が制約されているとはいえ、国家の法政策全般にわたって点検することがその任務として意図されていたことを物語るものである。事実、1993 年には、21 のプロジェクトが閣議で了承されている⁸。

第 2 節 法政策委員会の設置

1. 沿革

2004 年 7 月 16 日の閣議において、法政策委員会（正式には「法律の発展に関する国家政策委員会」）設置案（首相府命令 174/2547）が了承され、首相が委員長に、内閣府事務総長が委員兼事務局長にそれぞれ就任した⁹。委員会の任務は、次のとおりである¹⁰。

- (1) 憲法や経済・社会状況に合致するように、あるいは国家の発展を促進し社会的正義の達成をするために、法令・規則の改廃あるいは新法起草のための調査・研究・提案をすること。

- (2) 国民の法律と司法手続に対する理解が、効率的かつ迅速、公平になるよう調査・研究・提案をすること。
- (3) 効率的で正義に叶い継続性が保たれるように法律が実施されるための調査・研究・提案をすること。
- (4) 首相あるいは内閣の諮問したその他の事項をおこなうこと。

その後、2004 年 9 月 1 日に第 1 回の法政策委員会の会合が持たれたが、その報告書には首相の発言として、世界が急激に変化する今日にあって、法律がその状況に合致せず、法律の実施が正義に叶わなくなっている、時代遅れの法律や諸制度の有無を点検すべきであり、そのために本委員会が設置された、と記されている¹¹。

一方、副首相は法改革に従事する政府組織に言及し、法律に関する調査をおこない、法改革を検討する組織としては、現在、法制委員会事務局とそこに設置されている 12 の委員会 (Council of State [2008: 4-5])、法発展委員会、調査支援基金(Thai Research Fund)、最高検察庁、高等教育機関の法学部、司法省、国家調査院法学系¹²、そして各省の法改革委員会があるが、それぞれ独立しておりその連携が密ではないのが実態であるので、これらが統一的に機能するような新組織が求められることになった、と述べた¹³。

2. 組織構成

法政策委員会の設置案は、前述した 2004 年 7 月 16 日に閣議で了承されたが、その翌年、首相府は 2005 年 3 月 22 日付で、再度、本委員会の設置について首相府命令を発している¹⁴。それには委員会の構成委員について詳細に記載されている。すなわち、委員長に首相、副委員長に首相が指名する副首相 1 名と副首相兼内務大臣 1 名、司法大臣 1 名の合計 3 名が就く。委員会は、首相府大臣、法制委員会委員長、首相府事務総長、国家経済社会発展委員会委員長、首相府事務次官、司法省事務次官、内務省事務次官、司法研修所所長、法発展委員会委員長、最高検察庁長官、警察庁長官、全国の国立大学法学部長、公務員発展委員会 (Public Sector Development Commission) 事務局長、国立大学ないし同等程度の教育機関の長、私立大学法学部長 2 名 (バンコク市内の大学から 1 名と首相によって指名された地方大学から 1 名)、弁護士会会長、学識経験者数名、内閣府事務局長 (本委員会の事務局長兼任)、法制委員会法律起草委員 (事務局長補佐)、内閣府副事務局長 (事務局長補佐) である¹⁵。

3. 法改革に関する政府の方針¹⁶

法政策委員会は、これまで歴代政府が公表した法改革の方針を再検討しているが、それらをまとめるとおおよそ次のような内容になる。

- (1) 憲法ないし新たに制定された法律に抵触する法律を改正・補足・廃止する。
- (2) 執行されていない法律を廃止する。
- (3) 国民にとって不必要な負担となる法令規則を改廃する。
- (4) 経済動向に合致しない法令規則を改廃する。
- (5) 国の諸活動に対して支障が生じ複雑で遅延を引き起こすような法令規則を改廃する。
- (6) 貧困問題を解決するため、また貧困層や社会的弱者が司法手続を理解できるような機会を拡大するために法律を改正・補足・制定する。
- (7) 国の国際的競争力を促進するため法令を改廃しあるいは新法を起草する。
- (8) 経済構造を圧迫するような法律を改正する。
- (9) 汚職と不正行為を防ぐために法律を改正し行政手続を改善する。
- (10) 法律が時代状況に合致しているかを検証できるように、各法律に失効日を明記する。
- (11) 法律起草の際、条文構成をいたずらに詳細なものにするのではなく、細目事項は別の規定に置く。
- (12) 法律起草においては平易な用語を使用し、また、国民の負担軽減につながるような法手続にする。
- (13) 外国の思想・哲学・理念に過度に依拠せず、タイ社会の現実と法の実効性を的確に認識して法律を起草する。
- (14) 法律案の審議を迅速にする。
- (15) 政策運営にあたっては、行政上の諸措置と現行法を活用し、法律の制定を極力少なくする。
- (16) 各省がその年度の必要な立法計画を策定する。
- (17) 法律の必要性や他の法律との重複性などを検討した上で法案を提出する。

4. 法改革の方向性¹⁷

以上の法政策に関する政府方針を検討した結果、法政策委員会が採るべき法改革作業の方向性が概ね次のように提示された。

- (1) 立法においてグローバリズムとローカリズムの長短所を取捨選択する。
- (2) 貧困層が貧困状態から脱却できる機会が増すように法律を改革する。

- (3) 国に国際的競争力を高めるように法律を改革する。
- (4) 国民を政策の中心に置き、不必要な負担を国民に負わせる法律を廃止する。
- (5) 広く国民が平等に、機会を逸することなく、法律と司法手続について理解できるような政策にする。
- (6) 時代に適応し最新の科学技術に合致した法律に改正する。
- (7) 法律制定およびその実施に関して国民の参画を促進する。

5. 小委員会の設置

以上述べた法政策の方向性に沿い、法政策委員会に次の 8 つの小委員会が設置された¹⁸。

- (1) 権利証書に関する法律の統一を検討する小委員会
- (2) 貧困問題の国家政策に関する法改正を検討する小委員会
- (3) 国家の潜在的競争力を開発促進するための法改正を検討する小委員会
- (4) 国民が司法行政に参画し法律の実施を監視する機会を拡大するための法改正に関する小委員会
- (5) 国民に不必要な負担を負わせる法律の改廃に関する小委員会
- (6) 法案審議過程の改善および法律分野の人材を育成する小委員会
- (7) 国民の法律検索を簡便にする諸法令の起草のための小委員会
- (8) 国民からの意見聴取と広報に関する小委員会

このほかに、法政策委員会の長期的任務として次の 4 項目があげられている¹⁹。

- (1) 民商法典を民法と商法に独立させる案を検討すること。
- (2) 刑法、民商法、刑事訴訟法、民事訴訟法を時代に合致した内容に改正すること。
- (3) 法学教育のカリキュラム改正および法学教育議会の設置を検討すること。
- (4) 法改革の研究機構設置を検討すること。

第 3 節 司法改革委員会の設置

1. 司法改革委員会法の制定

法政策委員会が首相府命令に基づき閣議で決定された組織体であるのに対して、司法改革委員会は、2006 年国家司法行政改革委員会法（2006 年 3 月 3 日公布）によって設置された組織である。まず、この法律を概観してみたい²⁰。

本法の立法理由は大要次のとおりである。すなわち、犯罪の防止・解決、国民の安全確

保、国民の権利と自由の確保など、司法行政は社会の安寧にとって欠くべからざるものであるにもかかわらず、司法行政に関する機関は各法律に基づいて分散しているため、機関同士の業務連携がないのが現状である。したがって、司法行政が統一され組織化されることにより、司法行政実務の効率が上がり、また社会の要請に合致した司法行政をおこなう上で障害となる点を克服するために、司法行政の基本計画を策定するために本法を設置する、というものである。

次に、全 21 条から成る本法の構成は次のとおりである。

第 1 条 本法の名称、第 2 条 施行日、第 3 条 定義規定、第 4 条 本法の裁判所等との権限関係、第 5 条 管轄大臣、第 6 条～15 条 司法発展委員会、第 16 条～17 条 司法事務局、第 18 条～21 条 司法行政上の協力

本法において特に着目すべき条文は、第 3 条および 4 条であろう。すなわち、本法は裁判所の訴訟審理権および憲法に基づいて設置された独立審査機関の裁定権に対してなんら影響を与えるものではないとの規定である。この点は、本委員会の権限の限界を示すことになるので重要である。

2. 任務

司法改革委員会の任務として次の 10 項目があげられている（20 条）。

- (1) 国の司法行政に関する基本計画および司法省の情報技術分野に関する計画を策定し内閣に提出すること。
- (2) 司法行政に関する政策と方針について内閣に助言を与えること。
- (3) 司法行政に関する内閣からの諮問事項について検討すること。
- (4) 司法行政に関わる国の諸組織が連携し司法行政上の諸問題を解決するよう内閣に進言すること。
- (5) 法律や基本計画の実施に関する研究をおこなうこと。
- (6) 司法行政を改善し発展させるための方針や措置を検討し内閣ないし司法行政に関わる国の諸組織に進言すること。
- (7) 司法行政に関する広報・啓蒙・会議・セミナー開催を実施し、あるいは国や国の司法行政に携わる諸機関が司法行政について啓蒙活動をおこなう際に助言を与える。
- (8) 年次報告書の作成と内閣への提出。
- (9) 本法に基づく諸規則の作成。
- (10) 本法あるいは他の法律に規定されたその他の事項をおこなうこと。

委員会は司法行政に関わる国の諸機関に対して、参考資料の送付および事実確認を要請

することができる（14 条）。この点、委員会の権限は単に「要請する」ことに留まっていることに注意したい。なお、委員会の事務業務は司法省司法業務局が担当する（16 条）。

3. 組織構成

次に、司法改革委員会の構成をみると次のとおりである。委員長には首相ないし首相が指名した副首相が、副委員長には司法大臣がそれぞれ就任する。委員には、財務、内務、司法、情報技術の各省事務次官と検察庁長官、軍事裁判所事務総長、警察庁長官、法制委員会事務局長、汚職追放委員会事務局長、経済社会発展委員会事務局長、内閣府事務局長、行政裁判所事務局長、司法裁判所事務局長、司法研修所所長、弁護士会会長および全国の国立大学の法学部長あるいは同程度の高等教育機関の長の中から互選された者一名、全国私立大学の法学部長あるいは同程度の高等教育機関の長の中から互選された者一名、司法省代表、公務員委員会事務局代表、予算事務局代表、内閣により任命された学識経験者 3 名である（6 条）。

学識経験者委員には、犯罪心理学、社会学、心理学、経済学、情報技術学、法律学、その他の司法行政の発展に資する分野の専門家から任命される。その任期は 4 年で、再任は 2 期まで可能である。学識経験者委員に任命される者は次の資格要件を満たさなければならない。タイ国籍を有する 35 歳以上の者で、このうち、政治公務員²¹、政治職位者²²、地方議会議員、地方行政官、政党委員ないし役員、政党黨員、政党事務職員、大学教員以外の国立大学に職籍を置く公務員あるいは俸給を支給されている公務員、制限行為能力者等を除く（8 条）。なお、学識経験者委員は第 7 条（任期）による以外に、死亡、辞職、罷免等の場合、その任を解かれる（9 条）。

4. 小委員会の設置

司法改革委員会は小委員会を設置することができる（13 条）。2006 年 7 月 19 日の第 2 回委員会において次の 7 委員会の設置が決定した²³。

- (1) 司法行政基本計画の立案、評価などに関する小委員会
- (2) 司法手続における情報技術の発展に関する小委員会
- (3) 司法手続制度に関する調査・研究に関する小委員会
- (4) 司法手続における人材育成に関する小委員会
- (5) 司法手続の行政上の連携に関する小委員会
- (6) 広報に関する小委員会
- (7) 国際協力に関する小委員会

このうち、広報に関する小委員会は、その後、司法手続に関する国民参画の促進を任務の一つとすることが追加された²⁴。また、2007 年に委員会名称が「国民の司法手続参画の促進と広報に関する小委員会」に変更された²⁵。

以上のほかに、次の 6 委員会が追加設置された。

(1) 「南部国境県の司法業務政策および連携に関する小委員」²⁶

これは、南部国境の治安悪化に伴い同地域の安定化のために発せられた 2006 年 10 月 30 日付首相命令 206/2006 に基づき、同地域の諸問題解決に向けて、司法行政を総合的に検討するために設置された委員会である。なお、学識経験者委員として 3 名が任命された²⁷。

(2) 第 5 回司法業務研究者会議開催事業に関する小委員会²⁸

この委員会は、2007 年 4 月 4 日に開催された第 5 回司法行政シンポジウム「変貌する世界における司法行政の発展」の準備のために設置された委員会である。

(3) 刑法第 25 回改正法に伴う諸法令の整備に関する小委員会²⁹

この委員会は、刑法の第 25 回改正があったため、関連諸法令を整備するために設置された委員会である。

(4) 検死に関する法律の改正に関する小委員会³⁰

この委員会は、刑事訴訟法の改正に伴い、検死に関する法整備をおこなうために設けられたものである。

(5) 不法行為法改正検討小委員会

(6) 刑事訴訟法の検察官不訴追および不尋問命令権を検討する小委員会

第 4 節 2007 年憲法上の法改革組織の新設³¹

2007 年に公布されたタイ国現行憲法第 5 章（国家基本政策）第 5 節は「法律および司法に関する政策指針」で、法律および司法改革上の基本方針が規定されている。その 81 条 3 項および 308 条に基づきに新たに法改革委員会が設置された。現在、委員には 11 名が任命されている。

1. 任務³²

法改革委員会の任務は、大きく分けて次の 2 項目である。

(1) 独立した法改革組織を設置する法案を策定すること。

(2) 憲法規定にしたがい諸法令を点検し改正点を提示すること。

法改革組織法案は閣議了承を経て、現在、議会で審議中である。³³

2. 小委員会の設置

小委員会には次の 6 委員会が設置された。

- (1) 国民の参加に関する小委員会
- (2) 人権に関する法律を検討する小委員会
- (3) フェアトレードおよび消費者保護に関する小委員会
- (4) 国家経済社会の安定に大きく影響し取引および投資に重大な拘束をもたらす条約締結の作成手続を規定する法律に関する小委員会
- (5) 法案の国民提出に関する法律を検討する小委員会
- (6) 公共の場における集会に関する法律を検討する小委員会

(4)は、タクシン首相による国際取引行動やタイーカンボジアで外交問題となっているブレアビヘア寺院事件の影響を受けたものと思われる。

(6)は、反タクシン派とそれに対抗する親タクシン派の活動が国際的に非難される結果となったことから影響を受けたものと思われる。

第 5 節 若干の考察

以上、法発展委員会、法政策委員会、司法改革委員会、法改革委員会の組織と任務についてその概要を述べてきた。法発展委員会は法制委員会に設置され、その任務は事務局の諮問事項に限られているが、7 委員会の活動は少なからず国の法政策の基本部分に影響を与えてきたと思われる。ただし、現在これら小委員会がどのような活動をしているのかは不明である。同様に、法政策委員会は、タクシン政権崩壊後、その活動は目立たなくなった³⁴。

司法制度改革については司法改革委員会が国の基本政策立案の母体となり、タクシン首相失脚後も活動を継続している。たとえば、2009 年 7 月 15 日におこなわれた司法改革委員会 2009 年度第 3 回会議では、司法行政担当の各省庁における協力体制に関し、国民に対する法律知識の普及に関する議案が第一議題にあげられていたことに留意したい。また、司法改革委員会が、司法省司法業務局との共催で「司法行政改革基本計画（2009-2012 年）の推進、国民は何を得ることができるか」とのテーマでセミナーを開いたことも見過ごせない。このセミナーは、国民の司法への参画を促すことを目的とするもので、2009 年 8 月 20、27 日にスラタニー県、コンケン県で、9 月 4 日、9 日にはチェンマイ県とラヨーング県で、9 月 14 日には首都バンコクでそれぞれ開かれた。席上、司法行政改革基本計画（2009-2012 年）の骨子説明があり、続いて、パネルディスカッションがおこなわれた模

様である³⁵。

法改革委員会は、上記の法政策委員会および司法改革委員会の機能を併せ持った機能を期待され登場した。ただし、小委員会の内容を見ると、人権保護や消費者保護、国民による法案提出権の確立など、先進的な立法が意図されている反面、集会に対する制限を示唆するような反動的要素も垣間見られる。

まとめと今後の課題

いずれにしてもこれらの組織の設置理由、任務、小委員会の内容を見ると、国民の諸権利を保障する法律の制定や司法サービスの向上が指向されてきたことを見逃すことはできない。つまり、1990 年ごろから始まり今日まで続くタイにおける一連の法・司法改革の制度的変遷は、法の支配の観念や国民参加の司法といった民主主義的内実がタイ社会に浸透していく過程でもあったと措定することはできるのではないだろうか。いかえると、この 20 年間は、政治的変動を通じて得た教訓をとともに、タイ社会が法の価値に対する認識を深化させてきた過程でもあったとはいえないだろうか。

この仮説を証明するためには、インタビュー等を含めた現地調査とさらなる資料入手が必要とするので、これを待ってから稿を改めて論じることにはしたい。

〔注〕

本稿執筆に当たって、日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター、今泉慎也氏から最新の情報と有益なコメントを頂き、また編集の労ととってくださったことに感謝する。また、本稿が依拠した文献はインターネット上で公開されたタイ語資料に限られていることをあらかじめお断りしたい。なお、タイの公文書では仏暦が一般的に用いられているが、本稿では西暦に統一した。

- 1 「Council of State」のタイ語は、「カナカマカーン・クルッサディーカー」であり、直訳すると国宝布告委員会ないし勅令委員会となるが、ここでは、その主要な任務に着目して、法制委員会と訳すことにする。この委員会の事務を所掌するのが法制委員会事務局である。
- 2 Chaiwat [2005]参照。
- 3 第 6 次国家社会経済発展計画第 15.1 項-15.3 項。Chaiwat [2005].
- 4 1979 年法制委員会法（第 3 号）。
- 5 1979 年法制委員会法（第 3 号）「備考」。タイでは全条文の最後に「備考」として起草理由が記載されるのが通例である。
- 6 法制委員会事務局ウェブサイト（委員会構成）<http://www.lawreform.go.th/lawreform/index.php?option=com_organizanation&task=view&Itemid=6>（Last visited March 2, 2010）。
- 7 Chaiwat [2005]
- 8 Chaiwat [2005]
- 9 EPPO [2004];2004 年 7 月 16 日閣議決定。
- 10 EPPO [2004].
- 11 Law Reform Commission [2004:4].法政策委員会のウェブサイト（<http://www.legalreform.go.th/history.asp>）の一部は、この報告書に基づいて作成されている。
- 12 Office of National Research Council of Thailand に設置されている法学分野の調査部局のこと。

- 13 Law Reform Commission [2004: 4].
- 14 首相府命令第 94/2548 「法律の改革に関する国家政策委員会の設置の件」
http://www.legalreform.go.th/m_committee/committee1-2.pdf (2010. 2. 28)
- 15 首相府命令第 94/2548、前掲註 14、pp. 1-2.
- 16 法政策委員会ウェブサイト (政府の法改革政策) At <http://www.legalreform.go.th/policy.asp> (Last visited Feb. 21, 2010).
- 17 法政策委員会ウェブサイト (法改革の方向性) <http://www.legalreform.go.th/develop.asp> (Last visited Feb. 21, 2010).
- 18 Law Reform Commission [2004: 5, 12-13].
- 19 Law Reform Commission [2004: 6].
- 20 2006 年国家司法行政改革委員会法] http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-2.pdf (2010. 2. 3)
- 21 政治公務員と政治職位者の定義および異同については、法制委員会が見解を示している (http://app-thca.krisdika.go.th/Naturesig/CheckSig?whichLaw=cmd&year=2535&lawPath=c2_0481_2535) (2010. 3. 3.)。それによると、政治公務員とは各法律で定められた政治上の公務員のことで、たとえば、政治公務員規則法 (http://app-thca.krisdika.go.th/Naturesig/CheckSig?whichLaw=law2&folderName=%C307&lawPath=%C307-20-9999-UPDATE) (2010. 3. 1) には首相など 20 の職位に就く者のことと規定されている。
- 22 註 22 の法制委員会の見解によると、政治職位者とは、閣僚、国会議員、その他これと同形態の職位の者になっている。政治職位者の明確な定義は確立していない模様である。
- 23 国家司法行政改革委員会命令 1/2549 「委員会の権限任務を遂行するための小委員会設置および人事任命に関する件」。
- 24 国家司法行政改革委員会命令 2/2549 「広報に関する小委員会の権限の件 (追加)」。
- 25 国家司法行政改革委員会命令 6/2550 「広報に関する小委員会の名称の変更追加に関する件」。
- 26 国家司法行政改革委員会命令 3/2549 「南部国境県の司法業務政策および連携に関する小委員会設置の件」。
- 27 国家司法行政改革委員会命令 1/2550 「南部国境県の司法業務政策および連携に関する小委員会設置の学識経験者委員任命に関する件」。
- 28 国家司法行政改革委員会命令 3/2550 「第 5 回司法業務研究者会議開催事業に関する小委員会設置の件」。
- 29 国家司法行政改革委員会命令 5/2550 「刑法第 25 回改正追加に関する法律の施行に関わる諸法令の整備に関する小委員会設置の件」。
- 30 国家司法行政改革委員会命令 7/2550 「検死に関する法律の改正に関する小委員会設置の件」
- 31 法改革委員会ウェブサイト。
- 32 法改革委員会ウェブサイト「任務」http://www.lrc.go.th/aboutus/duty/Pages/default.aspx (Last visited March 7, 2010).
- 33 2009 年 5 月 13 日付法改革法案に関する閣議決定。
- 34 内閣官房ウェブサイト (閣議決定によって設置された委員会資料) At <http://www.cabinet.soc.go.th/soc/Program3-3.jsp?com_code1=%C2%B8&com_code2=40&com_set=1&com_title=&org_serl=460> (Last visited March 1, 2010)には、司法改革委員会が活動していることが明記されている。一方、法政策委員会については記録が見あたらない。したがって、法政策委員会の任務は実質的に司法改革委員会に移っている可能性が高いと推測される。
- 35 Matichon Clipping News online(2008. 8. 20)
http://www.moj.go.th/th/cms/detail.php?id=8949 (Last visited Feb. 10, 2010).

〔参考文献〕

〔日本語〕

落美都里[2007]「我が国の法整備支援の現状と問題点—法分野からの平和構築—」『レファレンス』
3月号。

〔英語〕

Council of State, Foreign Law Bureau [2008] *Fact Book: Council of State [Krisdika] and Office of the Council of State*, online, at <http://www.lawreform.go.th/lawreform/index.php?option=com_content&task=downloadmedia&file=c468_3.pdf&filetemp=copy%20of%20ocs%20factbook%20as%20of%20october%202008.pdf&lang=th&id=468> (Last visited Feb. 28, 2010).

〔タイ語〕

Chaiwat Wongwatanasant [2005.], *Kanpatana kotmai*, [Legal Development], available at <http://web.krisdika.go.th/data/activity/act63.htm#_ftnref72> (Last visited Feb. 10, 2010).
(法律の発展)

EPPB (Energy Policy and Plan Bureau) [2004] *Sarup khao kanprachum khana ratmontri 16 krakadakhom 2547: 39. ruang tang khanakammakan nayobai heang chat wadu ai pathana kotmai*. Online. At <http://www.lawreform.go.th/lawreform/index.php?option=com_organization&task=view&Itemid=6> (Last visited Feb. 26, 2010). (要約閣議情報 2004 年 7 月 16 日「39. 法律の改革に関する国家政策委員会の設置の件」)

Law Reform Commission (Khana kammakan nayobai heang chat wadu ai phatana kotmai) [2004] *Raigan kanprachum 1/2547* (Dated Sep. 1, 2004). (法発展に関する国家政策委員会 2004 年第 1 回報告) <http://www.legalreform.go.th/m_produce/committee/committee_report01-47.pdf> (Last visited Feb. 28, 2010).

〔法令〕

1979 年法制委員会法 (第 3 号) Available at <<http://web.krisdika.go.th/data/law/law2/%a420/%a420-20-2534-003.pdf>> (Last visited March 1, 2010).

2006 年国家司法行政改革委員会法

2004 年 7 月 16 日付閣議決定 Available at <http://www.cabinet.soc.go.th/soc/Program2-3.jsp?top_serl=198408&key_word=%A4%B3%D0%A1%C3%C3%C1%A1%D2%C3%B9%E2%C2%BA%D2%C2%E1%CB%E8%A7%AA%D2%B5%D4&owner_dep=&meet_date_dd=&meet>

_date_mm=&meet_date_yyyy=&doc_id1=&doc_id2=&meet_date_dd2=&meet_date_mm2
=&meet_date_yyyy2=> (Last visited Feb. 22, 2010).

2009 年 5 月 13 日付閣議決定（法改革法案に関する閣議決定） Available at <http://www.cabinet.soc.go.th/soc/Program2-3.jsp?top_serl=219878&key_word=%A4%B3%D0%A1%C3%C3%C1%A1%D2%C3%BB%AF%D4%C3%D9%BB%A1%AE%CB%C1%D2%C2&owner_dep=&meet_date_dd=&meet_date_mm=&meet_date_yyyy=&doc_id1=&doc_id2=&meet_date_dd2=&meet_date_mm2=&meet_date_yyyy2=>> (Last visited March 7, 2010).

首相府命令第 94/2548 「法律の改革に関する国家政策委員会の設置の件」 At <http://www.legalreform.go.th/m_committee/committee1-2.pdf> (Last visited Feb. 28, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 1/2549 「委員会の権限任務を遂行するための小委員会設置および人事任命に関する件」 <http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2549/1.pdf> (Last visited Feb. 3, 2010) .

国家司法行政改革委員会命令 6/2550 「広報に関する小委員会の名称の変更追加に関する件」 At <<http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2550/6.pdf>> (Last visited Feb. 3, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 3/2549 「南部国境県の司法業務政策および連携に関する小委員会設置の件」 <http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2549/3.pdf>> (Last visited Feb. 3, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 1/2550 「南部国境県の司法業務政策および連携に関する小委員会設置の学識経験者委員任命に関する件」 At <<http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2550/1.pdf>> (Last visited Feb. 3, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 3/2550 「第 5 回司法業務研究者会議開催事業に関する小委員会設置の件」 <<http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2550/3.pdf>> (Last visited Feb. 3, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 5/2550 「刑法第 25 回改正追加に関する法律の施行に関わる諸法令の整備に関する小委員会設置の件」 <<http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2550/5.pdf>> (Last visited Feb. 3, 2010).

国家司法行政改革委員会命令 7/2550 「検死に関する法律の改正に関する小委員会設置の件」 <http://www.thaijusticeprocess.org/doc/1-4-2550/7.pdf> (2010. 2.3)

第 6 次国家社会経済発展計画 Available at <http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p6/M6_3.doc> (Last visited Feb. 10, 2010).

[ウェブサイト]

法改革委員会 <http://www.legalreform.go.th/history.asp>

法改革委員会 <http://www.lrc.go.th/Pages/Default.aspx> (Last visited March 7, 2010).

Office of National Research Council of Thailand: <http://www.nrct.go.th> (Feb. 28, 2010).

The Thailand Research Fund: <http://www.trf.or.th/default.asp> (Last visited Feb. 28, 2010).

Office of Public Sector Development Commission Thailand: <http://www.opdc.go.th/index.php>
(Last visited Feb. 20, 2010)